

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」
会議録要旨

日 時：平成28年2月12日（金） 午前10時30分から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，荒木裕美委員，佐藤淳一委員，
佐藤純子委員，佐野督郎委員，志間俊雄委員，鈴木光代委員，
清野正信委員，高野幸子委員，長沼静子委員，半沢美根子委員，
村山十五委員，門間富貴子委員

1 開会

司会（子育て支援課 渡邊課長補佐（総括担当））

○ 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より宮城県次世代支援対策地域協議会を開催いたします。司会を務めます子育て支援課の渡邊でございます。

まず御報告でございますが、本日は所用により、奥村委員が御欠席でございます。また、会議は、15名中14名の委員の皆様にご出席をいただいております。半数以上を占めることから、次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第2項の規定により、成立していることを申し上げます。

なお、本日の会議については、情報公開条例に基づき、公開により進めさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターなどで公開することになりますが、その前に議事録の内容について、必要に応じて御発言された委員の皆様に対して確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ それでは、会議の開催に当たりまして、伊東保健福祉部長よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

伊東保健福祉部長

○ 宮城県保健福祉部長の伊東でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

○ 本日は、御多忙の中、皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

あと1か月で、東日本大震災から丸5年が過ぎようとしております。「宮城県震災復興計画」は、10年間で復興を目指すものとして策定しておりますので、折り返しの時点になります。また、国の計画におきましても、「集中復興期間」が終了し、「復興・創生期間」が始まることとなります。しかし、子どもたちを含め、被災された方の心の問題は、時間の経過だけではなかなか解決ができない状況がございます。心のケアについては、今後も引き続き取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○ 前回の会議において、「東日本大震災みやぎこども育英基金」の用途拡充について御説明をさせていただき、御意見を頂きましたが、県といたしましては、引き続き、親を亡く

した子どもたちへの経済的支援に取り組むとともに、震災遺児・孤児を養育しておられる里親への支援や、それから被災地の子どもたちの心のケアなどを行い、子どもたちをしっかりと支えていく取組の充実を図ってまいります。

また、皆様方におかれましても、宮城県の復興、また、子どもたちの明るい未来のために、それぞれの立場でご尽力いただいておりますことに対しまして、改めて厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

- さて、本日は、「宮城県子どもの貧困対策計画」の最終案について御説明いたします。前回の会議において皆様から頂戴した御意見や御提言、また、パブリックコメントの結果などを踏まえ、新年度の事業内容なども反映させまして、今回最終案をお示しする運びとなりました。この計画につきましては、本日、最終案について再び御意見等を頂戴し、更に修正を加えた後、知事を本部長とする県次世代育成支援・少子化対策推進本部に図り、策定することとなっております。

子どもの貧困の連鎖をしっかりと解消して、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう必要な環境整備を行うことが大変重要でございます。本県につきましては、東日本大震災の影響という事情もございますことから、震災に起因する子どもの問題・子どもの貧困という視点を持って、対策に取り組んでいく必要がございます。

- 委員の皆様におかれましては、本会議における審議が活発かつ有意義なものになりますよう、また、策定後につきましても、本計画の推進に当たり御意見等を頂けますよう、改めて御協力をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 出席者紹介

司会（子育て支援課 渡邊課長補佐（総括担当））

- 次に、事務局側の主な職員を御紹介させていただきます。

伊東 昭代 保健福祉部部長でございます。

新妻 直樹 子育て支援課長でございます。

佐々木 悦子 子育て政策専門監でございます。

なお、伊東部長におきましては、公務のため、こちらで失礼させていただきます。

- それでは、以後の進行につきましては、次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第1項の規定により足立会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

4 説明事項

- (1) 『宮城県子どもの貧困対策計画』最終案』について

足立会長

- 議長を務めます足立でございます。皆様の御協力を得て、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、『宮城県子どもの貧困対策計画』（最終案）について、事務局から説明を

お願いします。

事務局

- それでは「宮城県子どもの貧困対策計画」の最終案について御説明いたします。

今回お示しする最終案につきましては、11月に行われました前回の会議や12月24日から1月25日まで実施いたしましたパブリックコメントにおいてお寄せいただきました御意見等を踏まえ、修正を行っております。

取りまとめました最終案については、お手元に配布の資料1「宮城県子どもの貧困対策計画」最終案が計画本文、資料2がその概要版となっております。本日は中間案からの修正点、また平成28年度の新しい取組を中心に御説明させていただきますので、よろしく御願いたします。

- まず、資料3「宮城県子どもの貧困対策計画中間案からの主な変更点について」を御覧ください。

始めに、「1. 計画名称について」ですが、これまでは、“仮称”という形を付けておりましたが、計画の正式な策定に向けて、“仮称”を削除し、「宮城県子どもの貧困対策計画」ということにしております。この計画名称につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律等で使用されている表現を引用したものになっております。

- それから、「2. 計画の推進体制について」になります。前回の協議会において、保育から学校へ進学した際の切れ目ない支援や未就学児童などに対してプラットフォームとなる場についてなど、未就学児支援に対する連携や、警察等も含めた関係機関との連携の必要性等につきまして御意見等を頂戴いたしました。また、資料5のパブリックコメントの、No. 4の御意見でございますが、子育て支援を行っているNPO法人や民間支援団体等と行政の連携の充実に関する御意見が寄せられております。

そこで、計画の策定に当たりまして、資料2の「I 宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たっての「4. 計画の推進体制及び進行管理」の項目に、(4)として「関係団体等との連携」の項目を追加し、『子どもの貧困に関する個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応できるよう、地域における支援体制の整備を図るなど、関係機関や企業、NPO、自治会等関係団体との連携を図っていくものとします。』という記述を追加いたしました。

なお、関係団体等との連携に関する具体的な施策につきまして、後ほど御説明いたします。

- 次に「3. 調査・研究について」になります。

始めに、(1)新たな指標の検討に関する記載の追加について御説明いたします。

子どもの貧困に関する指標につきましては、国の大綱において「子どもの貧困率」をはじめとした25の指標が設定されており、本計画におきましても、この大綱に準じて指標の設定をしております。

しかしながら、これらの指標につきましては、一部の指標においては地域における数値の把握が困難なものとなっておりますほか、「子どもの貧困率」については、現物給付等に係る施策の反映が行われていないといった、指標の算定方法に関する課題等も指

摘されているところでもあり、現在、国において、子どもの貧困対策に関する新たな指標について調査研究を行っているところと伺っております。また、パブリックコメントにおきましても、資料5のNo. 8, No. 9の御意見になりますが、新たな指標に関する御提案を頂戴したところでございます。

適切な指標を設定して、施策の実施状況やその効果を把握し測定することは、必要とする施策を行っていく上で大変大切なことと考えておりますことから、資料2の「V. 調査研究」に、国の調査研究も踏まえた新たな指標の設定について検討していく旨の記載を追加しております。

次に(2)実態調査の推進に関する記載の追加について御説明いたします。

子どもの貧困に関する実態調査等に関しましては、前回の会議において、「まずは県内の貧困率を調査すべきである」と言った御意見がございましたほか、資料5の御意見No. 11におきましても、「自治体主導による調査の実施について」の御意見が寄せられます。本計画の策定に当たりましては、県全体における子どもの貧困の状況を明らかにするため、特に支援が必要であると考えられる子どもの状況について、“生活保護世帯の子ども”や“児童養護施設入所児童等”といった属性ごとに整理・分析し、その人数や進学状況などを始めとした現状を明らかにしているところですが、今後、様々な支援ニーズに応じてきめ細かな支援を講じていくためには、住民に身近な市町村等の役割が重要であり、それぞれの地域における実際の支援ニーズがどの程度存在するかなどを把握することが必要となってくることから、市町村レベルでの実態調査等の実施の推進に努めていくこととし、資料3のとおり「V. 調査研究」に記載を追加しています。

○ 次に「4. 新しい取組や拡充する取組について」です。

本計画の策定作業につきましては、新たな施策の検討や新年度の予算編成と並行して進めてきたところであり、前回の中間案では、主に既存の取組の整理により取りまとめたものとなっておりますが、今回お示ししている最終案につきましては、新たに取組む施策等を計画の内容に反映しているところでございます。

○ ここで、資料4の「子どもの貧困対策の更なる推進に向けた施策」を御覧ください。

こちらが今回、子どもの貧困対策の策定に当たり、平成28年度から新たに行う取組や拡充する主な取組になりますが、大きく3つの項目に関する事業や取組になります。

○ 始めに、「1. ひとり親家庭や児童養護施設入所児童等に関する支援」になりますが、こちらは、昨年末に国において取りまとめた「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」と連動した施策の拡充のほか、児童養護施設入所児童など要保護児童の生活向上等に資する施策の創設等になります。

まず、新規事業としまして、(1つ目の項目)高校を卒業していない、ひとり親家庭の親や、高校中退率が高い水準とされるひとり親家庭の子どもに対しまして、学び直しを支援するための給付金を支給する「高等学校卒業認定試験合格支援事業」を新たに実施することとしているほか、(2つ目の項目)「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」として、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して、返還免除が可能となる入学準備金を貸し付ける事業を新たに実施することとしております。

また、事業内容等を拡充する施策としましては、(3つ目の項目)「自立支援教育訓練

給付金事業」において支給額の上限を倍に引き上げるほか、(4つ目の項目)「高等職業訓練促進給付金事業」においては対象となる支給期間の延長や資格要件を緩和するとともに、(5つ目の項目)「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」の貸付利子の引下げなど、主にひとり親家庭の就労支援・自立支援に関する施策を充実させるほか、(資料の右側・1番上の項目)全国的に実施される児童扶養手当の増額に対応してまいります。

児童養護施設入所児童等に関する支援としまして、(資料右側上から2つ目の項目)施設を退所した後の生活の更なる安定を支援するため、新たに「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施し、返還免除も可能となる、生活費や資格取得費用の貸付を行うこととしております。また、(3つ目の項目)施設に入所している児童の生活向上を図るものとして、施設の備品や設備の更新費用を補助する「社会的養護拡充事業」を新規事業として行うとともに、(4つ目の項目)震災孤児をはじめとする要保護児童を養育する里親への支援体制の強化等に関する取組を行う「里親センター事業」を新たに創設することとしています。

○ 次に、「2.「子どもの居場所」の整備や新たな施策の検討」について御説明いたします。

1つ目の取組としまして、「学習支援事業の調査検討」を行うこととしております。生活困窮者自立支援法に基づく任意事業となっている子どもの学習支援事業につきましては、現在、県内では仙台市と岩沼市において実施されているところですが、来年度、町村域における実施に関して具体的な検討を行うものとしています。また、(2つ目の項目)子どもへの食事の提供や居場所づくりなどを行ういわゆる「子ども食堂」につきましては、主に民間団体において、全国的に徐々に取組が広まっているものですが、その支援方法等について、県内の状況を把握しながら具体的に検討を行っていくこととしております。また、(3つ目の項目)子ども食堂にも関連する取組である「フードバンク」につきましても、「フードドライブ」に関する普及啓発活動と併せて具体の調査検討に取り組んでまいりたいと考えております。次に、4つ目の項目になりますが、「宮城子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施することとしております。本事業は、東日本大震災に起因する心の問題等から学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として、市町村が空き施設などを活用して実施する取組を支援するものとして、来年度から新たに実施する事業となっております。

次に(資料の右側)、「3. 地域における実態把握と連携体制の整備の推進」として、新たに「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」を行うこととしております。これは、先ほども説明申し上げました、関係団体等との連携や市町村における実態調査の推進に係る具体の施策として実施するものです。

事業の内容でございますが、子どもの発達・成長に応じた切れ目のない「つなぎ」や、教育と福祉の「つなぎ」、地域で活動する様々な関係団体等との「つなぎ」を実現する地域のネットワークを形成し、具体的な個別ニーズに応じた支援を行うものとして、①から④までの事業を複数年かけ実施するものとなっております。

○ 以上が、「子どもの貧困対策の更なる推進に向けた施策」として、計画がスタートする来年度より、拡充もしくは新たに取り組む主な事業となりますが、これら新規施策を

含む本計画の全関係施策につきましては、資料1の計画本文63ページから一覧としてまとめております。

- 以上が、中間案からの主な変更点になります。
- 次に、資料5を御覧ください。

計画の変更点の説明においても少々触れましたが、12月24日から1月25日までの約1ヶ月間実施しましたパブリックコメントの結果についての資料となっております。パブリックコメントについては、6の個人又は団体から合計37の御意見等が寄せられております。

個別の御意見の詳細につきましては省略させていただきますが、まず計画全般に関する御意見としまして、(No. 2) 支援対象を経済的な貧困だけに狭めないで欲しいという御意見や(No. 7) 達成目標を含めた指標の設定などの御意見をいただいております。また、個別の施策に関する御意見としましては、(No. 14～18) 給付型奨学金の導入検討に関する御意見や(No. 19, 20) 民間の力を活用した学習支援の推進、(No. 25) ひとり親のコミュニティづくりへの御提案や(No. 28) 相談窓口等のワンストップ化など様々な御意見を頂戴しております。

頂きました御意見につきましては、真摯に受け止め、最大限計画に反映させておりますとともに、具体的な施策等に関しましては、一部全国的な検討や国において行うべきであるものも含まれていますが、引き続き検討材料とさせていただきたいと考えております。

- 最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

計画最終案につきましては、本日の協議会での御意見を踏まえ修正等があれば修正を行いまして、来週16日に開会します県議会の委員会に御報告し、その後、知事を本部長とする「次世代育成支援・少子化対策推進本部会議」において最終的な庁内の意思決定を経て、正式な計画の決定としたいと考えております。

- 以上で「宮城県子どもの貧困対策計画 最終案について」の説明を終了いたします。

足立会長

- ただいま事務局より、『宮城県子どもの貧困対策計画』最終案』について説明がありました。

ただいまの事務局からの説明に対して御意見、御質問がございましたらよろしく願います。

佐野委員

- 公募委員の佐野です。私は、宮城県退職高等学校長会にも関係しておりますし、児童養護施設にも関係していますので、2つの立場からお話したいと思っております。
- まず、みやぎこども育英基金の、心のケア等に対する使途の拡充についてであります。退職高等学校長会の理事会宛てに、知事から、心のケアに使途を拡充しますよという文書を頂きました。それを全理事に配りまして、意見をもらいましたところ、大賛成です、よろしく願いますという意見でした。

○ もう1つは、公募委員としての意見です。本来ならば先の会議で言うべき意見だったなど反省していますが、資料1の23ページ、IVの1に「(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上」という言葉があります。この“貧困の連鎖を防ぐ”というのは、子どもの貧困対策計画の全てを網羅する言葉と理解できますが、なぜ、幼児教育の枕言葉に使ったのかということですね。議会等での説明が少し難しいのではないかなと思っています。私が関係している児童養護施設の役割は、正に貧困の連鎖を絶つことではないかなと思っていますので、ちょっとこの幼児教育だけに限るのは無理があるかなと思います。事務局が十分検討をしながら使った言葉だとは思いますが、よろしければ、ちょっと耳をお貸しいただきたいと思います。

もう1点ですが、政府の予算で、おかげさまで児童養護施設を退所した子どもへの5万円の生活支援が手当され、特に大学等のね、それできちんと勉強・就職して、5年間会社に勤めたりすれば免除しますよという、非常にすばらしいものでありまして、正に子どもの自立の必要十分条件の「必要条件」を満たす、貧困対策の1つのキーポイントが実現できたと思います。

ただ、「十分条件」とは何かというと、やはり給付型の奨学金ですね、これを実現することによって、児童養護施設は税金を使っている施設ですけれども、児童養護施設等を退所した子どもが、大学・短大あるいは専門学校を出て社会に出、資格をきちんと取って、社会で自立し、むしろ税金を払う立場になる、そういう次世代を養育する事業になると思います。この計画の中でも政府の施策を待っていますということで、十分この給付型の奨学金が必要だということは意識しているということは分かりますので、この点をぜひ今後実現していただければありがたいなと思います。

○ もう1つだけ。資料1の48ページ、「社会的養護拡充事業」とあります。1か所800万円という、これも大変ありがたいことではあります。800万円を使えば終わらだとは思いますが、これを3年に1回とか、5年に1回とかそういうスパンにしていたらありがたいかなとは思っています。以上でございます。

足立会長

○ ありがとうございます。3点御質問・御意見ありましたがいかがでしょうか。

事務局

○ 1番最初の育英基金の使途拡充につきましては、前回の会議でもお諮りし、賛成・反対の御意見を頂きました。我々の方でも、寄附者の皆様に、全部ではないですけれども、御説明をしたり、お手紙を出したりということで、拡充についてはおおむね寄附者の方々の御了解も、なかなか全部というわけにはいかないのですけれども、得られたのかなと思っています。このため、平成28年度の予算の中に、里親等の支援と、先ほどの教育委員会の心のケアハウスというものを始めとした事業を、育英基金から使わせていただくということを考えているところでございます。

○ それから、2番目の、幼児教育のところの貧困の連鎖を防ぐという点については、国の大綱の方で、こういった表現を使っておりましたので、県としてもそれに倣ったよう

な形で記載をしております。もう一度、国の方の表現等も確認しながら、必要があれば修正したいと思います。今のところは国の方の表現に従っているというところでございます。

- 3番目に、給付型の奨学金というお話がありました。今回、資料4の「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付」について、これは最終的に免除もありうる形での貸付ということになっておりまして、国として新しく制度を作ったものでございます。まずはこの制度をきちんと動かしていく、仕組みをしっかりと作った上で、5年間の就業継続の確認をしていかななくてはならないということになりますので、各施設の皆様の御協力も得ながら、途中で就業が続かないと返還ということにもなってしまいますので、きちんと、退所した子どもが自立して就業が継続できるように、仕組み作りを急ぎたいと思っております。給付型というのは、御意見も頂いておりますので、今後の検討課題ということで、まずはこういう免除も前提とした貸付の制度をとということで御理解いただきたいと思っております。

それから、その下にあります「社会的養護の拡充」、これは施設の備品や更新、内部改修等の費用ということで、これも国の方の制度を使う関係で、1施設1回という縛りがあります。今後必要に応じて、又は何年に1回という使い方ができるように、国に要望等もしていきたいと考えております。

足立会長

- よろしいでしょうか。では清野委員どうぞ。

清野委員

- ちょっとお聞きしたかったんですけども、子どもの生活学習支援事業、居場所作りということで、資料4に、『『子どもの居場所』の整備や新たな施策の検討』という部分がありました。国の昨年末の対策会議で示された中に、対応として、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対しての基本的な生活支援といいますか、学習支援・食事の提供等を行いその生活向上を図る自治体の取組を支援するというようなことが、平成28年度から実施されるということで、資料として頂いたものがあつたんですけども、そういったことも含めて今後進めていくに当たっての調査・検討を行っていくという考えでよろしいのでしょうか。

事務局

- 今回の調査・検討のところは幅広く考えております。今御指摘がありました、児童クラブの後の部分につきましては、事務局の方で詳細を把握していなかったものですから、その確認をさせていただきながら、どういった支援が必要なのか、できるかということを考えていきたいと思っております。

清野委員

- もう1つ、ついでなんですけれども、主な取組、放課後子ども教室の整理ということ

で、県の方でもいろいろと取組をされていると思うんですけども、実体的なところから行くと、なかなか全県の中では、そういった取組が進んでいないという現状があるんじゃないかなということが危惧されている部分があります。いずれにしても、放課後児童クラブの方も数はかなり増えてはいるんですが、放課後子ども教室の整備・拡充という点についても、十分に、各自治体の状況も踏まえながら、県としても後押しをして整備を図っていただきたいと、意見だけ述べさせていただきます。

事務局

- ありがとうございます。子ども教室については教育委員会の所管ではございますけれども、児童クラブを所管する保健福祉部と定例の会議、また有識者からの意見を頂きながら、国の方でも一体型を進めるということでございますので、今後、どのようにして増やしていくのかについて、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

足立会長

- それでは、そのほかいかがでしょうか。

村山委員

- 幼稚園連合会の村山です。先ほどの、資料4の30ページの「(2) 貧困の連鎖を防ぐための……」というところは、幼児教育だけに限ったものではないですので、ぜひもう一度検討をしていただいて、もう少し上の段階の言葉として使えれば良いのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。
- ついでなんですけど、33ページの「③ 特別支援教育……」の中に、私立幼稚園関係の、障害児の補助金が入っているんですが、どうもこれは貧困対策とはあまり連動しないのかなと。つまり、障害児がいるから貧困なのか、貧困があるから障害児なのかということなかなか言えないんですね。ですから、むしろ30ページの中、幼児教育の質の向上の中に取り込んだ方が良いのかなという思いもしているところでございます。
- それから、39ページに、いわゆる預かり保育を主な取組に挙げているんですが、これも、預かり保育そのものは貧困対策ではないですよ。国が主な事例として挙げているから宮城県も挙げたと言われると仕方がないのかとは思いますが、できれば50ページの「① 親の就労支援」の中での預かり保育、若しくは30ページの幼児教育の機会確保のために扱うんだということであれば30ページの方に移してもいいのかなと思えますので、削除ではなく、もっとどこか適当なところに移した方が分かりやすいのかなと思えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

足立会長

- いかがでしょうか。

事務局

- 貧困の連鎖を防ぐための、というのは先ほどもお話がございましたので、どの位置で

使うのがよいかということは再検討させていただきたいと思います。

- それから、33ページの部分は、経済的負担の軽減を図っている事業を掲げておりますが、先ほどの預かり保育の話と同様に、どの位置に、どのように記載するのがいいのかというところについても、再検討させていただきたいと思います。どこまでが貧困対策で、どこからが違うのかという線引きが難しいところもあるんですけども、貧困の状態になっている方も使えるような制度であったりするので、区分けを整理しながら記載場所については改めて検討させていただきたいと思います。

足立会長

- では、高野委員お願いします。

高野委員

- この資料を頂いてあちこち見ているんですが、保育所に対して記述している箇所があれば教えてください。

保育所というのは、御存じのように社会の縮図みたいなものですから、本当に貧困から何から、例えば児童相談所を通して、子どもを引き取りたいけど親が不十分だ、そうすると保育所がしっかり見てくれれば親の希望どおりに家庭に戻すというようなこともあり、そうすると普通のお子さんを預かるよりもものすごく神経を使います。子どもさんを預かるのは、私たちは何とも思わないんですけども、保護者支援みたいなのが大変で。それから、児童扶養手当が今度上がるけどそれを果たして子どもに使っているのかという問題など、いっぱいあるので、その辺で県が保育所に対して、こんな貧困対策がありますというのがあったら教えていただきたいなと思います。

事務局

- 保育所については、元々経済的な状況によって保育料等も変わってまいりますので、ある程度、貧困世帯等に対する保育料等の支援については差が付く形になってございます。

この資料の中ですと、59ページに保育料の減免支援がありまして、市町村が実施します保育料の減免等に対して全額補助するような制度も残っております。

高野委員

- これは、3.11の前からやっているんで、むしろどこまでやるのかなという気はします。

事務局

- この制度については、しばらく続くことになっております。
- それから、39ページの「② 保育等の確保」というところで、記載場所の適否やどこまでが貧困対策かという問題はありますけれども、預かり保育の推進であるとか、それから40ページには「③ 保護者の健康確保」というようなところも含めて書いてご

ざいます。今回の貧困対策の、主な属性ごとのターゲットとしましては、生活保護、生活保護に陥る一步手前の困窮世帯、ひとり親世帯、児童養護施設の児童、そういったところは貧困の状況にあるというようなことも割と掘めているというところもございまして、その当たりを中心にございます。今後、児童扶養手当がどう使われているかというところまでは、個別の調査は難しいと思っておりますけれども、今回の計画について、随時ローリングし、必要になれば修正もかけていきますので、こういった支援も必要ということがあれば、御意見等も頂ければと思います。

足立会長

○ 高野委員いかがでしょうか。

高野委員

○ 被災地の支援について、先日も気仙沼に行ってきたんですけど、足立先生がいつも仰るように、まだまだ心のケアが足りていません。心のケアというと、すぐ学校というふうに捉えがちなんですけど、その前の保育所にいる子どもや、また震災のときは生まれていなかった子どもでもお母さんの状態によって支援が必要だとか、もう5年というけどまだ5年なのかという、まだまだ進んでいない状況があります。

「東日本大震災」という言葉はいっぱい出てくるんですけど、肝心の小さい子どもたちへの手当がどうなのかと。ボランティアさんも、今は本当に来る人が少なくなっていて、テレビなどでもボランティアも95万人から5万人まで減ったと報じられていました。それで、仮設からどんどん人が出ていく中で、仮設に残るお母さんたちがすごく不安になっていて。家を建てて出られる状態でない母子家庭のお母さんとかがすごくいるので、その辺も何とか県としてやっていただきたいなという気がすごくするんです。

○ 貧困の捉え方というのは大変難しいかなと思います。収入が生保よりも下だけれども、生活保護は受けたくないと言って、お母さんが1人で頑張っている人もいるからね。だから、生保の数に対して貧困の数がどうのというわけにもいきません。一人一人個別に状況を把握するのは難しいと思うんですけども、もう少し年齢を下げたところの状況はどうなんだろうという辺りを、何かというとすぐ学校という話になるので、学校に行く前の幼稚園・保育所の子どもたちが今どうなのかという辺りを、もうちょっと力強く見ていただけたらいいかなと。

東日本大震災のことと同時に貧困のことも考えていただけたらなと思います。あるお母さんが、子どもがインフルエンザにかかって、兄弟2人合わせて2週間以上休んだらパートにもう来なくていいよと言われたそうです。そういう家庭状況で本当に大変な人がいっぱいいるんですよ。今時、革靴に穴の開いたのを履いてくる人考えられます？でもそういう人も、生保を受けないで頑張っているというところもあるので、就学までの子どもたちの貧困率というものを、県としては考えていただきたいなと強く思います。計画案のどこを探しても出てこないの、私としては不安であり不満だと思いましたので。

事務局

○ どこまでを貧困の問題と考え、東日本大震災の影響というのをどういうふうにかえるのかということもあると思います。先ほどの、子どもたちの心のケアというところでは、資料1の57ページに、子どもの心のケアの推進を載せております。子ども総合センターの方で、児童精神科医や心理士もおりますし、後は委託している支援センターの方で、各被災地を巡回しながら、保育園・幼稚園・学校等に対して、きめ細かく、個別の相談に乗るような形での支援を行っております。大震災の影響ということでこの計画にも入れておりますけれども、貧困の方だけから相談を受けるというわけではなくて、もう少し広くやっていくものでございます。

また、今回は貧困対策という観点で施策を盛り込んでおりますので、事業を全ては掲載できないんですけれども、被災地で、仮設住宅の方を支援しているNPO等と連携してやるような、サポートセンターを支援するような事業であるとか、そういったところもきめ細かく取り組んでいきたいと思っております。実態のところは前回も話題になりまして、なかなか細かいところが分かっていない、県の貧困率も出ておりませんので、これは先ほどの、未来応援ネットワーク形成事業ということで、まずは手挙げ方式にはなっているんですが、市町村が、地域に一番近いところで、実態調査なり支援体制の整備計画を策定していただくということに対しては、資金的な支援ができるということになっておりますので、まず地域ごとでの取組を行いながら、県全体の状況というところも把握して、更なる施策の推進に繋げていきたいというふうに考えております。

高野先生

○ 総合センターで行っている計画は5年と聞いたんですが、継続はされるわけですか。

事務局

○ 事業自体は継続をしていくこととしております。

高野先生

○ 分かりました。

足立会長

○ それでは、他にいかがですか。では荒木委員。

荒木委員

○ 荒木と申します。石巻市で、マタニティから未就園児の子育て支援のNPO活動をしております。今、高野委員からお話がありましたが、前回の会議に出席したときに、出産をした際に、医療機関が、この子のおうちに子どもを養育する力があるかどうか不安になって、おうちに帰すのが不安でいっぱいだという御家庭があるという話を聞いたという発言をさせていただきました。それを踏まえて、未就学児についても計画に文言が入ってないと、取り組んでいくという気持ちはあっても、実際の取組に繋がらないんじ

やないかなと思っておりまして、何かしらそういう文言が入っていかなければと思って聞いていました。

貧困の連鎖が、本当に妊娠期から始まっているんじゃないかなと私は思っておりまして、特に今、検診に行かない・受けないお母さんたちがすごく増えています。それは、検診に行くと1万円とか8千円とかお金がかかる、そのことが検診を受けないということに繋がってしまうので、受診を促すため、石巻でも検診の補助の回数が増えることになりました。ただ、お金が無くても検診を受けられるから良いこともあります。逆に貧困が見えにくくなることもあるかなと、少し貧困に対するアンテナを張っておかないと、今後見えなくなる部分もあるんじゃないかなと思いました。なので、せめて「取り組む」というくらいでも良いと思いますので、市役所、それから医療機関との連携、地域連携により、出産や、妊娠期などからの地域の見守りの支援体制をちゃんと作っていくということは、書いた方が良く思っています。

事務局

- 今の計画ですと、生まれた後ですけれども、資料1の40ページ、乳児の家庭全戸訪問であるとか、そういったところも載せてはおりますけれども、今のお話のように、検診を受けないような状況もあるということですので、具体的に、どの場所にどういうふうなところで御意見を頂ければ、我々の方でも検討したいと思えます。御指摘の点は、大事な視点だと思います。

荒木委員

- 私は、地域子育て支援拠点というのを運営しているんですけども、お母さんたちを支えたいと思ってもプライバシーがどうしても壁になってしまうので、そこを、どういふふうに関係の中で開示していくのかというのがすごく大きな問題だと思っていて、そういうことも含めて御提案ができればいいのかなと思えます。

足立会長

- ありがとうございます。今の御質問に関係して、保健師連絡協議会の半沢委員いかがでしょうか。

半沢委員

- 地域連携について、県内全部は把握していませんが、仙南地域に関しては、医療機関と市町村との連携ができていて、母子の連絡カードも様式を統一した形になっており、医療機関から連絡があったり、各市町村の転入・転出を繰り返すときにも、そのカードを使っての連携がある程度できているところはございます。そして、妊娠期から病院に行かないというところは、確かに貧困の問題はあるけれども、高野先生が仰ったように、お金はあるが使い方の問題、例えば子どもが病気になっても病院に連れていかない、だけどブランドの洋服などは買っているというのも、問題としてあるのかなと思えます。

ですから、所得だけではなくて、生活の仕方を支援するというのが一番の問題かなと保護者に対しては思いますし、そういう方は、多くの場合、お子さんが3～4人と多くて、問題が重複する・大きくなるというところにあるのかなと思いますので、計画書を見たときに、学校がプラットフォームになるとあったんですが、大変だろうなと思いました。もう少し支援員さんを増やしていくとか、個別に対応していく体制をもう少しきちんと取らないと、計画書に名前が出ている業務の比重が大きくなってしまって、ここに書いてある福祉部門との連携はうまく行くのかなという不安を覚えました。

- もう1つ、保健師の目からの点ですが、高野先生が仰った保護者の健康の問題はやはり大きいと思うんですね。ただ、ここに書いてある新生児のときの全戸訪問・養育訪問事業については、私たちは新生児期に40日ぐらいを目安に訪問しているんですけども、この中で、お母さんが抱えている問題は確かに分かるんですが、貧困という観点での健康問題まで分かるかというところちょっと難しいこと、それから、養育支援事業について、子育ての問題で支援が必要となれば継続して訪問するんですが、それでも2～3回がせいぜいで、1歳を過ぎれば子どもに問題がない場合は、親だけの健康問題で継続するのは難しいなと思います。
- プラスして提言させていただければ、保護者の健康問題は大事ですが、働く年代の方となると特定健診の対象にもならず、何の検診も受けないでしまうことが多いんですね。それで、もしできれば、施策として例えば母子家庭のお母さんを対象とする検診とか新たに作っていただくと、なお深く健康に関しては見られていくのかなと。今ちょうど狭間になっているところですので、そういうところは御検討いただきたいなと思います。

足立会長

- ありがとうございます。今の御意見に対して何かございますか。

高野委員

- 民生委員さんとか、主任児童委員さんの活動については、この計画の中に何か記載があるでしょうか。

貧困とか、地域において家庭のことをすごく把握できるのは民生委員さんなのね。私たちが保護者からの要請があれば家庭に入れるんだけど、保護者がそういうのを嫌いますから、特に生保の家庭は必ず民生委員さんが把握しているはずですよ。うちは、民生委員・主任児童委員さんと連携して、私たちが入りきれないところに入っていただいて、一緒に子育て支援をします。私たちが分からないところも、地域の中で民生委員さんが把握してくると、そのことを保育所に持ってきて、一時預かりで預かるなどがあります。お腹が空いて子どもが万引きしたパンを食べちゃったとか、具合が悪くなったら突然出産になったとか、いろいろな家庭がありますが、民生委員・主任児童委員さんたちとの連携は、私たちのように地域で事業をしている者にとっては大変重要だと思うので、計画書に記載があれば教えていただければと思います。

足立会長

- その点に関して、ぜひ主任児童委員の門間委員にお答えいただきたいと思いますが、門間委員いかがでしょうか。

門間委員

- 民生委員の立場からなのですが、今高野委員が仰ったとおり、民生委員は地域に暮らし、地域の中で、100～400世帯ぐらいを見守っているわけなんですけれども、いろいろな情報が入ってきて、いろいろな機関が入りきれなかったところに、実際に動いて入っています。ただ、入る中でも個人情報というのが大変壁になっていて、本当はここまでやりたいけれど壁が邪魔をして動ききれない部分があることも事実です。

それから、子どもの貧困のことですが、私は今9年目なのですが、年々格差が大きくなってきていると感じています。私は主任児童委員で担当地区はありませんが、ほかの民生委員さんと一緒に活動していますので情報は入ってきます。そして、実際に家に来られて食べる物・お金がないと言われたときに、ルール違反であるけれども、民生委員・児童委員の立場を離れて、私人としてあげてしまうことがあるんだそうです。それが実態で、そういう事実があるということを知っていただければなと思います。

- 子どもの居場所について、資料にあるフードバンクについては大賛成です。これは個人の意見なんですけれども、ただ、子ども食堂については、ちょっと前に進めない気持ちがあるというのも事実です。

足立会長

- 子ども食堂についてちょっと前に進めない気持ちと仰いましたが、その点をもう少し御説明いただけますか。

門間委員

- 食堂になると、ある場所に子どもたちが来るわけですよね。各家庭に配られるものではなくて、1か所に集めることで、そこからいろいろな問題が出てくるのではないかと。体の中に食事が入るという最初の目的は達成されるんでしょうけれども、別のものが何かでできそうな予感を覚えながら、説明を聞いておりました。

足立会長

- 分かりました。これまでの点を踏まえて事務局からいかがでしょうか。

事務局

- 最初にありました、保護者の健康や、教育と福祉の連携というところでは、やはり学校のソーシャルワーカーと連携して、きめ細かく、一人一人の状況に応じた形で福祉に繋いでいくということが必要なのかなと思います。保護者の健康ということについては、ひとり親家庭に対しては医療費を助成するような制度もございますので、そういったものも活用してもらいながら、保護者の健康というところも確保していただくようなことは考えております。

- 高野先生が仰るように、民生委員さんの関わりというのが現在は入っていないのですが、資料4の3の「子どもの未来応援地域ネットワーク形成事業」の①に、貧困の状況にある子どもたちの実態調査と支援ニーズの調査・分析、ニーズに対する社会資源、どういった方々が貧困の解消に役立つのだろうかというところで、この中で人材や機関を核として、コーディネートをするような体制を考えていただこうと考えており、この中に、当然民生委員・児童委員さんも入ってくるのではないかと思います。この点はこれから動き出すところですので、細かいところまでは申し上げられないところがございます。
- 先ほどのフードバンク、子ども食堂というところも、県内でもNPOでの取組が始まっているようですので、御懸念の部分も含めて、どういった形であればうまく行くのか、又は県がどういう支援ができるのかというところで、今後の調査・検討をした上での取組になるのかなと思います。子ども食堂ですと、単なる食事を提供するというだけではなくて、一人で食べなくて済むとか、親が働いていて居場所がないとか、併せて学習支援などもできるという、集まることによるメリットもあるかもしれませんので、そういったところも含めながらまずは調査・検討からやっていくというのが今の状況でございます。

足立会長

- ありがとうございます。これらの事業の中で、事業主体が市町村というものもいくつかございます。できれば鈴木委員から一言お願いいたします。

鈴木委員

- 大崎市子育て支援課の鈴木でございます。先ほどから、資料4の「3. 地域における実態把握と連携体制の整備の推進」というところが大変気になっていたところございまして、市町村の役割がかなり大きくなるなど感じておりました。はっきり言うと、これを読んだ時点では、市町村は何をすべきかというイメージがまだ湧かないでいます。何となく、整備計画を策定した市町村には補助金を出しますのでメニューの事業をやってくださいという、計画策定が先にありきということかなというところは分かりますが、ニーズ・実態調査を行うこと自体が非常に困難なのではないかと捉えているところです。
先ほどから皆様が個人情報というのを言われますけれども、それは市町村も同じでして、個人の資産や所得を勝手に見ることもできませんし、せいぜい分かるのは児童扶養手当を受給している人たちの所得・収入状況ぐらい、だからといって貧困家庭が必ずしもひとり親とは限らないということが非常に問題です。そして、いつも思うのが、両親揃っているのに貧困が特に酷いということです。保育料の無償化について収入360万円未満というようなことを国で言い出していますけれども、ひとり親だと親1人子ども2人だと3人で360万円ですが、両親が揃っていると4人で360万で生活することになるんですね。両親が揃っていても貧困は貧困なのであって、その辺もどうやって実態を掴めばいいのかなというのが非常に難しい問題だと悩んでいたところなんです。
- それで、今大崎市の方で、要保護児童対策地域協議会の方を活用させていただきます

て、若年妊娠だったり、妊娠しているのに母子手帳の交付をまだ受けていない方は、特定妊婦ということで、情報を共有化できるということがありますので、そういった形で出産前から各関係機関と支援を行える体制はなるべく取るようにしております。また、生まれた後も、資料1の40ページにあります乳児家庭全戸訪問事業も行っていますし、新年度からは養育支援訪問事業も取り組むということになっております。こういったところで、満1歳くらいまでは何とか家庭の状態が見える状況にはなっていくのかなと思うんですけども、それでもやはり自分の家庭に入って欲しくないという拒絶をしている方たちへの支援を、どのようにできるのかというのが、虐待のリスクも高くなるので、非常に難しいと悩んでいるところなんです。市町村として何をできるのかという具体的なお話ができないのが残念なんですけれども、ただ、資料を読んだところでは、今までよりも支援の拡大が見られて非常にありがたいと感じております。

- もう1つ、資料4の児童養護施設の退所者等に対する自立支援資金です。こちらは、例えば児童養護施設だったり里親に預けられている方を対象にしていると捉えています。ここの枠をもうちょっと拡大していただければと思います。児童養護施設の子どもは、確かに貧困のために入所している方もいますが、親の子育て力がないために入っている方がほとんどです。貧困であれば生活保護を受けるなどでその部分は賄えるんですが、児童養護施設に入るお子さんは、貧困だけではなく保護者自体の養育力がないということが問題になっていますので、生活保護ぎりぎり生活し、高校までは何とか出たが、就職の際に、就職先が遠く、アパート代を払って初任給で生活していくのが難しいなど、そういう方もいらっしゃると思うので、この辺をもうちょっと、対象範囲を拡充していただけたら使い勝手のいい支援になると感じておりましたので、その点をお願いということでお話しさせていただきました。
- もう1点、県の方で、母子・父子家庭への貸付をやっていると思います。資料1の49ページに載っていますが、今回無利子又は年利1%ということで利子も下げたのですが、そもそも借りられる要件が非常に厳しいというか、この1%を借りられる人は多分、普通の金融機関でも貸してくれる方になるかと思います。なかなか、保証人も立てられない、担保も出せない、月々の収入が不安定だという方には貸付に繋がらないというのが実態ですので、その辺ももう少し、確かに返せない方に貸すというのはいり得ないんですけども、子どもの将来を見込んで貸してくれるとか、そういうのもあればいいなと思いました。

足立会長

- 残り時間が少なくなってまいりましたので、できれば端的に3点御回答いただければと思います。

事務局

- 1番目の、実態調査が難しいというのは良く分かります。全国いくつかの市町村、特に足立区が大々的にやっているんですけども、そういった先行事例を、どのように調査してうまく行ったのか・行かなかったのかというところを、県としても情報提供とい

うところはやっていきたいと思います。

- それから、養護施設の退所者の範囲の拡大という点については、範囲をどうするかというところがあると思うので、今回は「退所者」というと枠がはっきりしていますが、それ以外に広げるときに、どういった人を、誰がどう見つけて対象にするのかというところが難しいと直感的には思いましたので、少し今後検討課題とさせていただきたいと思います。
- 母子・父子の貸付については、返済免除ではなくて返していただく資金になっておりまして、申し上げにくいのですが、滞納や収入未済がかなり増えておりまして問題にはなっています。福祉事務所を窓口ということで、ひとり親家庭の支援員などが、生活の方まで良く見た上で、できればうまくお子さんの就学等に必要な資金については貸付したいとは思いますが、今やはり返済が前提となりますので、そのところは1件1件きめ細かく見ていかなくてはならないのかなと思っております。

足立会長

- それでは、学校の方からもぜひ御意見を頂きたいと思いますので、まず長沼先生いかがでしょうか。

長沼委員

- 施策の中にたくさん心のケアというところが、子育て支援課・義務教育課・教職員課と出てきて、いずれにも研修会というのが出てきます。研修会も非常にありがたいんですけども、実際学校現場におりますと、皆様が仰ったように、震災直後の心のケアと、今求められている心のケアというものが、質が違うんですね。震災直後はPTSDを含む緊急の医療支援等が中心だったかと思うんですが、今は発達障害に絡んだ課題がすごく多いんです。先月末に、県が主催した報告会に参加させていただいたんですが、そこで本間先生が仰っていたのがすごく印象的だったんですけども、発達障害は震災以前にもあったが、震災をきっかけとして顕在化してきた発達障害が多いんじゃないかということも仰っていました。学校現場にいますと、それをすごく感じます。そして、子どもを支援しようとすればするほど、家庭支援がすごく大変になってきているんです。

そこで、資料1の13ページを御覧いただきたいんですけども、スクールソーシャルワーカーの小中学校への配置が、平成26年度は22人ですが、その22人で支援に当たった件数が1,596件なんです。前年度に比べるとものすごい数が増えています。平成27年度は28人に配置数が増えています。うちの学校でもソーシャルワーカーさんを頼もうと思うと、石巻市には週1回しか来訪がなく、それも朝から晩まで働いてもらっている状態です。予約しても、もう何週間先しか行けないというような状況で、夜まで家庭訪問していただいています。この、全県の心のケアとか家庭支援を進めようとすればするほど、この人数では絶対足りないんじゃないかと思います。施策の中にも入っているところですので大変期待しておりますので、この拡充を含めて御検討いただければと思います。

足立会長

- それでは、佐藤（純）委員お願いします。

佐藤（純）委員

- 私は、前回から今回の会議にかけて、本当にきめ細かな対策を練りながら、中学校としては大変ありがたい、心の居場所の整備ということで、感謝を申し上げたいなと思い、計画案を読ませていただきました。

その中で、心のケアハウスの運営と、子ども食堂の連携ということがあるといいなと思いました。一生懸命親が働いている中学生は、志を持って勉強しようと思っても、なかなか家で、自立しながらできないので、例えばこういう施設に帰って行って、勉強して、その中でこういうことがしたいという希望を膨らませて、それが終わったらきちんとした時間に夕食を食べて帰るということは、将来自分が家庭を持ったときに、家庭の温かさ等を体感し、以後の生活の中にプラスのスパイラルに持っていけるのではないかと考えておりますので、その辺をぜひ考えていただきたいなと思います。

ただ、ケアハウスにつきましては、教育委員会の方が所管するということになりますと、ここに当たる先生というのは、教員免許を持った人という縛りがあるのかなと考えておりました。やはり中学生相手の場合には、少し若い方にも入っていただきたいので、塾の先生などの活用ができないのか、来年度1年やってみて、実際の統計を取った上で、いろいろな縛りを少しずつ工夫していただければと考えております。中学校としては大変期待しておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

足立会長

- 以上の御意見についていかがでしょうか。

事務局

- ソーシャルワーカーや心のケアハウスについては、教育委員会を中心にやっておりますので、ただいまの御意見についてお伝えしながら、心のケアハウスは基本的には不登校とかそういったところをメインにということで、心の問題に対応するということですので、福祉の方の施策とどう連携していくのかというのは検討課題ということにさせていただきますと思います。

足立会長

- 残り時間は少なくなってきましたけれども、より広い社会的な視点ということで、佐藤（淳）委員あるいは志間委員何かございましたら一言よろしくをお願いします。

志間委員

- 皆様から御意見をお聞かせいただいている中で、今回のあるべき姿というのと実態ということで、実態把握というのがなかなか難しいんだろうなと思いますが、今回、関係先との連携強化というところが入ったところで、やっぱり実態を把握していただいた

と思います。今後でございますが、各施策につきまして、こういう分野ではこういう施策を練って支援してまいりますというところもあると思うんですが、今後各連携先について、ばらばらに載っているというよりは、1つにまとめて、保育園に対してはこういう施策があるねという形の見せ方もぜひしていただければというふうに感じた次第でございます。

足立会長

- ありがとうございます。それでは引き続きまして佐藤（淳）委員よろしくお願ひします。

佐藤（淳）委員

- 佐藤でございます。皆様の様々な御意見を聞かせていただきました。

私たちは労働者の代表の立場をさせていただいておりますので、貧困の部分に関しては、皆様の御意見のほかに、働き方だったり、収入の向上というというものについては、より一層頑張っていかなくちゃいけないんだなというふうを受け止めさせていただきました。

また、せっかく貧困対策ということで、計画を立て、御意見を頂きながら完成、と伺っておりますが、ぜひ、PDCAということで、計画して、実施して、チェックして、手直しをしながらというふうに進めていかないと、最初は良かったんだけど状況が変わっていったときに対応できなくなってしまうというのでは、せっかくの対策が絵に描いた餅というか、形骸化してしまう恐れがありますので、ぜひそこは、いろいろな専門の方々会議の場にいらっしゃいますので、いろいろな御意見を頂きながら、より良いものにしていただくような努力を、事務局にはお願いしたいと思っております。

足立会長

- それでは、最後に君島委員どうぞ。

君島副会長

- 君島です。委員の先生方の具体的なお話を聞いて気付いたところをお伝えしていきたいと思ひます。

まず、様々な取組・事業が盛り込まれていますが、具体的なお話を聞くと、子どもの貧困については、一番最初に発見、貧困児童の発見から対策が始まっていくんじゃないかなと思ひます。その、貧困児童の発見という視点から考えたときに、誰がまず発見するかというと、多くが、子どもたちが所属している社会集団、日常的に子どもたちが通う学校だったり、保育所だったり、幼稚園だったり、児童クラブだったりして、保護者以外の、子どもが所属する社会集団にいる大人たちが発見するんじゃないかなと思ひます。今お話を聞くと、貧困かもしれないなと思ひながらもなかなか分かりにくいというお話がありましたが、発見に当たって、所属する社会集団の役割は非常に大きいと思ひますね。

ただ、計画案を見せていただくと、どちらかというと学校に就学している子どもたちへのウェイトが大きく、未就学児の貧困対策が弱いような気がするんですね、幼稚園や保育所に通っていたり、これらに通っていない在宅の子ですね。さらに、荒木委員からもお話があったように、妊産婦も含めた対応が必要であると。要は、学校教育だけじゃなくて、福祉や母子保健を含めた総合的な対応・対策が必要なんじゃないかなと感じました。

資料1の25ページに、「早期発見、早期解決」という言葉がありますけれども、正に貧困児童への対応というのは、児童虐待への対応に非常に似ているところがあると思うんですね。真っ先に虐待に気付くのは、さっきも言いましたように、子どもが所属する社会集団、そこにいる大人たちです。なので、教育の場だけじゃなくて、様々な分野で発見があり、そして対応に繋げていくということが必要なんじゃないかなと思いました。

足立会長

- 貴重な御意見どうもありがとうございました。定刻となっておりますので、審議はこれで終了させていただきたいと思います。

司会

- それでは、長時間の御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、宮城県次世代育成支援対策地域協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。